

令和4年第12回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月23日（金）午前9時30分～午前9時41分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名
会長 19番 今田邦彦
会長職務代理 18番 畑雄二
委員 1番 澁谷英昭 2番 白木義一
3番 森良明 4番 太田秀樹
5番 貞廣樹良 6番 鈴木孝典
7番 高橋修 8番 吉田彰
9番 長谷川彰徳 10番 赤澤良一
11番 柏葉政良 12番 岩間秀一
13番 中澤裕幸 14番 齊藤良平
15番 峯崎光行 16番 田中政幸
17番 伊藤貢三

欠席委員（0名）

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長谷川農業振興係長
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名
第2 会期の決定
第3 諸般報告
第4 報告第44号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
第5 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
第6 議案第46号 農用地の買入協議要請の件

令和4年第12回農業委員会総会

- 議長 ただいまより、令和4年第12回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
- 議長 日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、議席番号8番吉田彰委員9番長谷川彰徳委員を指名いたします。
- 議長 つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、
これに、ご異議ございませんか。
- 委員 (なしの声)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。
- 議長 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。
諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。
- 議長 つぎに、12月6日から開催された、令和4年第4回市議会定例会について、事務局長から報告願います。
- 事務局長 (報告)
- 議長 以上で報告が終わりました。ご質問ございませんか。
- 委員 (なしの声)
- 議長 ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
- 議長 つぎに、日程の第4、議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。
事務局から説明を求めます。
- 山下次長 ただいま議題となりました議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。
これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。
(議案朗読省略)
なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議

		案第４４号資料のとおりとなっております。
		以上で事務局からの説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第３条第１項の規定による許可の件について、質疑を行います。
		これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって原案のとおり決定をいたします。
議	長	つぎに、日程の第５、議案第４５号農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
長谷川係長		ただいま議題となりました議案第４５号農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。
		利用権の設定の種類は１番～４番は所有権移転、５番～９番は賃借権設定です。
		(議案朗読省略)
		番号１番～２番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり９ページ別添１調査書、番号３番～７・９番は個人が利用権の設定等を受けるものであり、１０ページ別添２調査書、番号８番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、１１ページ別添３調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第４５号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては１２月２３日を予定しております。
		以上で事務局からの説明を終わります。
議	長	ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。
		これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって原案のとおり決定をいたします。

議 長	つぎに、日程の第 6、議案第 4 6 号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。事務局から、説明を求めます
長谷川係長	ただいま議題となりました、議案第 4 6 号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。
	(議案朗読省略)
	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第 4 6 号資料のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
議 長	ただいま事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について 質疑を行います。
	これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、原案のとおり要請することで決定をいたします。
議 長	以上をもちまして、第 1 2 回農業委員会総会は閉会いたします。